

市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和2年3月実施

横浜市環境創造局農政推進課

入札物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 又は歩合率 (円/年又は%)
01-14-001	青葉区寺家町 414 番地 寺家ふるさと村総合案内所 四季の家 1階ホールギャラリー一角 (建物内)	1台	2.00 ㎡	163,100円/年 (販売実績の20%以上)
01-14-002	戸塚区舞岡町 2832 番地 舞岡ふるさと村総合案内所 虹の家 1階 エントランス脇 (屋外)	1台	1.10 ㎡	99,900円/年 (販売実績の20%以上)

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等の提出	令和2年2月12日（水）～令和2年2月19日（水） 午前8時45分～午後5時 (ただし、正午から午後1時まで及び土日祝日を除く) 【場所：環境創造局農政推進課】
入札・開札・設置事業者 の決定	令和2年3月4日（水）午後1時30分から 【場所：関内中央ビル3階 3B協議室】
公有財産賃貸借契約書 の締結	令和2年3月中旬
販売機の設置準備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気メーターの設置 ・販売機手配 等
販売機の設置施工 貸付の開始	令和2年3月31日までに既設販売機を撤去し、4月1日に新規貸付者による設置施工、販売開始となります。

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領

1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧」（表紙裏等）のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成29年度及び平成30年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1項の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第2項に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第25条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、3か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに売上報告書を提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了までに、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札の参加申込

(1) 入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和2年2月12日(水)から2月19日(水)まで

受付時間 午前8時45分から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時まで及び土日祝日を除く)

イ 提出場所 横浜市中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局みどりアップ推進部農政推進課(関内中央ビル4階 43番窓口)

ウ 提出方法

(ア) 持参による提出の場合

下記(2)の必要書類を直接持参してください。

(イ) 郵送による提出の場合

下記(2)の必要書類を書留にして2月19日(水)午後5時までに必着のこと。

(2) 申込に必要な書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※申請日から3か月以内に取得したもの

(ウ) 代表者の印鑑証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの

(エ) 国税の納税証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの (その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出)

(オ) 市税の納税証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの

①法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)

②固定資産税(償却資産分を含む。直近の2年度分)

(カ) 財務諸表の写し(直前2年間分)

(キ) 飲料自動販売機設置運営事業実績(設置台数、売上高等 ※書式自由)

(平成29年度及び30年度)

(ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ

イ 申込者が個人の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 印鑑登録証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの

(ウ) 国税の納税証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの (その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出)

(エ) 直近2年度分の市税の納税証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの

①個人市民税

②固定資産税(償却資産分を含む。)

(オ) 破産者でないことの証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの

(カ) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書

※申請日から3か月以内に取得したもの

(キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)

(ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ

(3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和2年2月3日(月)から2月6日(木)午後5時まで

(2) 質問提出方法

質問書(横浜市所定様式)をFAX又は電子メールで送付してください。電子メールで送付する場合、件名は、【自動販売機設置事業者質問書】貴社名 としてください。

FAX番号: 045-664-4425

メールアドレス: ks-chiikidukuri@city.yokohama.jp

(3) 回答予定日

令和2年2月10日(月)までに、ホームページで回答いたします。再質問は認められません。

URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/sonota/kankyo/>

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和2年2月28日(金)までに、申請者あて結果を書面で通知します。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和2年3月4日(水) 午後1時30分から

場所 関内中央ビル3階 3B協議室(横浜市中区真砂町2丁目22番地)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札金額

入札金額は、令和2年度以降の年額貸付料(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記入してください。

ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。

入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

- ウ 最低貸付料を下回る入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
- オ その他入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付料金額以上の最高の金額をもって入札したものを落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - (ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札金額」
 - (イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札金額」
- エ 落札者、落札金額については、横浜市ホームページにおいても公表します。
- オ 再度入札は実施しません。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

契約保証金は免除します。公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

- ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

9 販売機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和2年4月1日から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

(1) 電気料金の専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱費の実費を3か月ごとにお支払いいただきます。施設の管理者へお支払ください（詳細は、契約締結後に本市担当者との協議してください）。借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です。

(2) 販売機の設置

既設の自動販売機は、令和2年3月31日までに撤去を行います。借受人は、令和2年4月1日に新設、営業開始できるようにそれまでに入替えの準備作業を行ってください。

入 札 要 領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付料を下回る入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低貸付料（年額）以上の価格で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

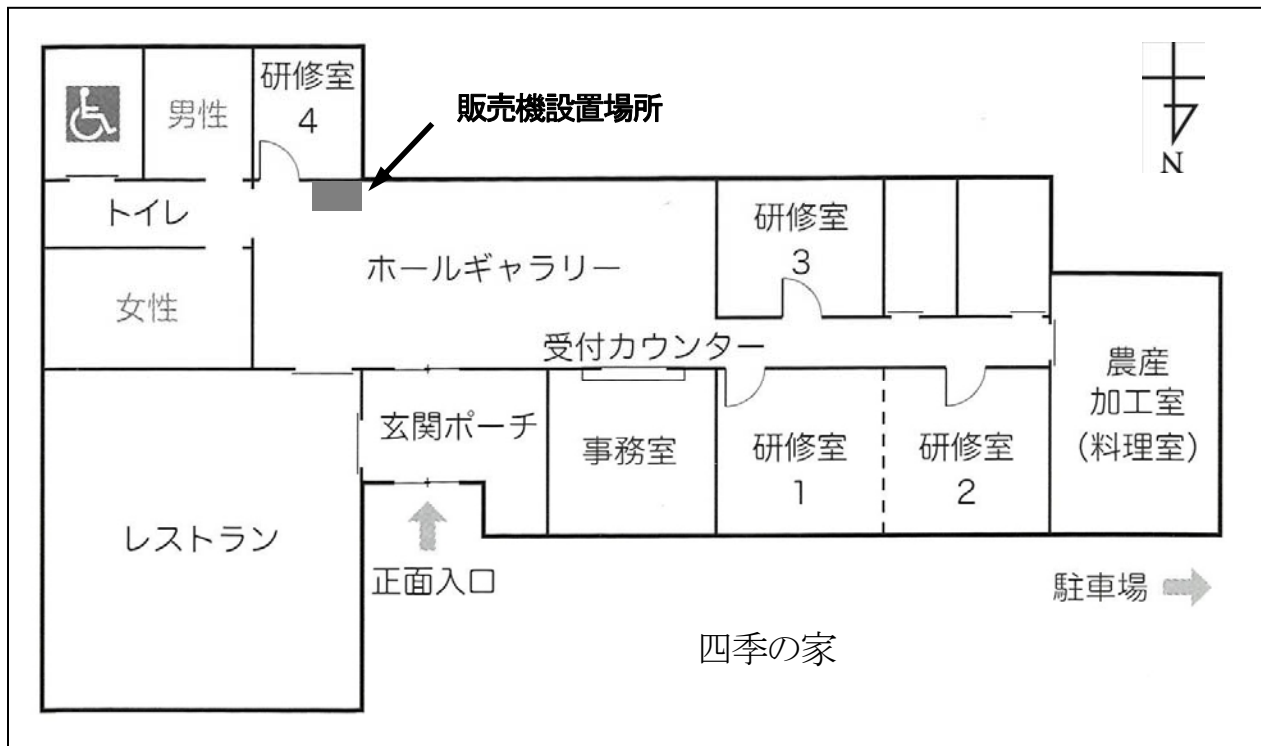
第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

物 件 調 書

物件番号 01-14-001

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
青葉区寺家町414番地 寺家ふるさと村総合案内所 四季の家 1階 ホールギャラリー角(建物内)	1台	2.00㎡	163,100円/年 (販売実績の20%)

【施設配置図・自動販売機設置場所(平面図)】

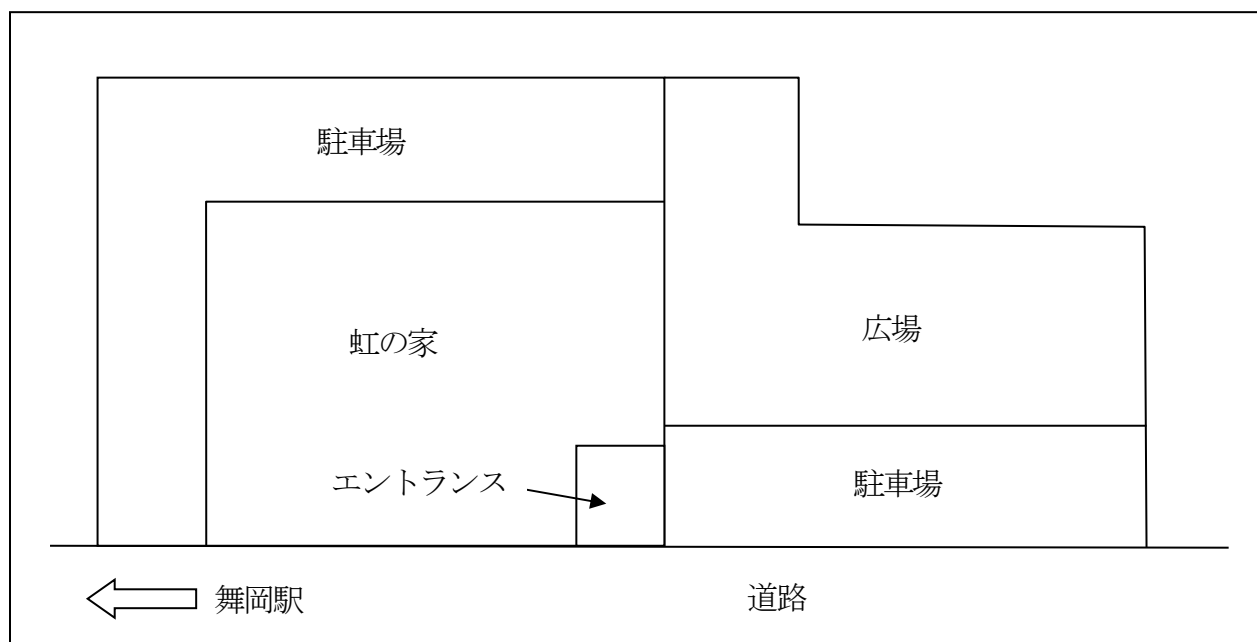


物 件 調 書

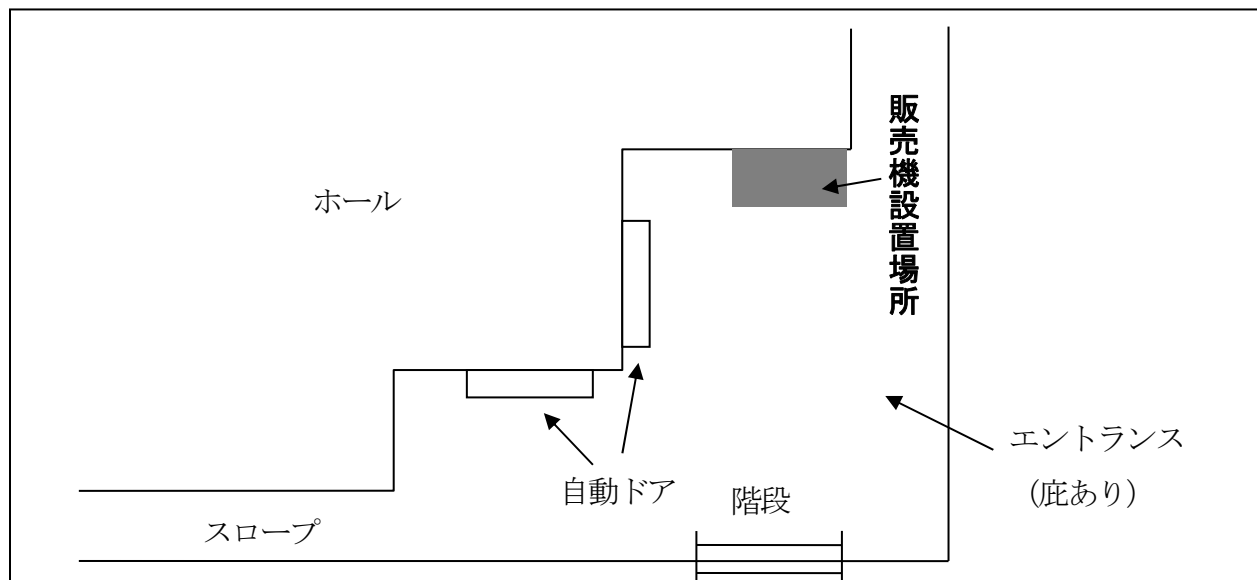
物件番号 01-14-002

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
戸塚区舞岡町 2832 番地 舞岡ふるさと村総合案内所 虹の家 1階 エントランス脇 (屋外)	1台	1.10 ㎡	99,900 円/年 (販売実績の 20%)

【施設配置図・自動販売機設置場所 (平面図)】



【自動販売機設置場所 (平面図)】



【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

1 販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックス含む）は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。

(2) デザイン

障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

(3) 販売品目の条件

ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。

イ 形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料水の販売とする。

なお、瓶入り飲料、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

エ 「はまっ子どうしペットボトル 500ml」を1列以上収納し、販売価格は収納する他の同等品（ボトルウォーター500ml）と同額以下とすること。

(4) 利用者への配慮事項

500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。（将来的に新硬貨・新札に対応可能な機種にすること。）

(5) 環境対策

ア 販売機は、以下の機能を持つ販売機とすること。

- ・ノンフロン対応機
- ・ヒートポンプ機能
- ・部分冷却、加温システム
- ・真空断熱材

イ 冷却運転時間の短縮や照明の消灯など、可能な限り節電・省エネの対応をすること。

また、自動販売機に節電機能についての表示を設置すること。なお、施設の休業日及び開業日の利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い販売機の照明を消灯すること。

(6) 空容器の回収箱

ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮したものとする。

イ 回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、外側から容易に内容物を視認できる形状のもので、70L程度のゴミ袋で対応可能なものとする。

ウ ごみ袋は、バイオマスプラスチックの含有量が10%以上のものとする。

エ 防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること

(7) 電子マネー対応

電子マネーの利用が可能であること。

2 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ア 自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- イ 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

- ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ウ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- エ 回収箱の空容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- キ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ク 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます

商品補充・集金
コール管理システム



商品のメニューチェンジ
内部・外観の清掃



簡単な故障の修理



売り切れ、賞味期限切れ
チェック



- ・自動販売機への製品の補充
- ・空缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化
- ・現金の回収と釣り銭の補充
- ・故障時の対応、点検に係わる業務

一般競争入札参加申込書

横浜市 契約事務受任者 環境創造局長 小林 正幸

申込人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)

印

代理人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)

印

担当者氏名

電話番号

FAX番号

令和2年3月4日執行の横浜市市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加したいので、募集要領を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

【入札参加物件】

参加物件 (該当に○)	物件 番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)
	01-14-001	青葉区寺家町 414 番地 寺家ふるさと村総合案内所 四季の家 (1階 ホールギャラリー角)	1 台	2.00 ㎡
	01-14-002	戸塚区舞岡町 2832 番地 舞岡ふるさと村総合案内所 虹の家 (1階 エントランス脇)	1 台	1.10 ㎡

【添付書類】

- 法人の場合
- (1) 商業登記簿 (履歴事項全部証明書) ※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (2) 代表者の印鑑証明 ※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (3) 国税の納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税)
※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (4) 横浜市税の納税証明書 (法人市民税、固定資産税)
※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (5) 財務諸表の写し
 - (6) 飲料自動販売機設置運営事業実績
 - (7) 設置を希望する自動販売機のカタログ
- 個人の場合
- (1) 印鑑登録証明書 ※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (2) 国税の納税証明書 (申告所得税、消費税及び地方消費税)
※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (3) 横浜市税の納税証明書 (個人市民税、固定資産税)
※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (4) 破産者でないことの証明 ※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (5) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書
※申請日から3か月以内に取得したもの
 - (6) 確定申告の際の提出書類一式の写し (直前決算2年間分)
 - (7) 設置を希望する自動販売機のカタログ

委 任 状

受 任 者 住 所

氏 名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に関する一切の権限

【入札参加物件】

参加物件 (該当に○)	物 件 番 号	所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (㎡)
	01-14-001	青葉区寺家町 414 番地 寺家ふるさと村総合案内所 四季の家 (1階 ホールギャラリー角)	1 台	2.00 ㎡
	01-14-002	戸塚区舞岡町 2832 番地 舞岡ふるさと村総合案内所 虹の家 (1階 エントランス脇)	1 台	1.10 ㎡

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名

実印

添付資料：個人の場合：印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入 札 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

横浜市環境創造局長 小林 正幸

入 札 者 住 所
氏名又は名称 実印
及び代表者名

代 理 人 住 所
氏名又は名称 実印
及び代表者名

物件番号	0	1	1	4	0	0
金 額						

円

※入札金額は、年額貸付料（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を記入して下さい。

「市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領」の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- 注意事項
- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 - 2 物件番号欄には、市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領物件番号欄に記載された番号を記載してください。
 - 3 代理人によって入札するときは、入札者及び代理人の住所、氏名を記載してください。
 - 4 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記載してください。
 - 5 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
 - 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
 - 7 実印を押印してください。

質 問 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

入札件名 市有財産への飲料自動販売機の設置

標記件名にかかる募集要領の内容等について、次のとおり質問します。

番 号	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、「市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、担当部署へFAX又は電子メールで送信すること。

なお、送信した場合は送信した旨を担当部署へ必ず電話で連絡すること。

(送信先)

横浜市環境創造局農政推進課

FAX : 045-664-4425 電話 : 045-671-2635

電子メール : ks-chiikidukuri@city.yokohama.jp

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号、以下「法」という。）第38条の規定に基づく公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
青葉区寺家町414番地	寺家ふるさと村 総合案内所 四季の家	1階ホールギャラリー角	2.00㎡	1台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（飲料自動販売機の設置）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づく賃貸借契約であり、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約を終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、金【落札金額×5年分】円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額【（入札金額×5年）×0.1】円）とし、各年度に属する貸付料は次に掲げる額とする。

年 度	貸付料
令和2年度	【落札金額】円
令和3年度	【落札金額】円
令和4年度	【落札金額】円
令和5年度	【落札金額】円
令和6年度	【落札金額】円

（消費税等率変動に伴う貸付料の変更）

第6条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを貸付料とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日までにその年度に属する貸付料を甲に納付しなければならない。

(貸付料の納付の遅延に伴う違約金)

第8条 乙は、第6条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

3 前2項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

(売上報告書の提出)

第9条 乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を、3か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(かし担保)

第12条 乙は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他のかくれたかしがあることを発見しても、既住の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(貸付物件の一部減失)

第13条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

2 甲が使用目的物の設置場所の変更を申し入れた場合、乙は遅延なく乙の費用において、甲の指示に従い設置場所を変更するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は工作物に賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果たした場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がない場合。

- (2) 第9条第3項に基づく調査を行う場合
- (3) 第14条、第15条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合。
- (4) その他甲が必要と認める場合。

(違約金)

第18条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第14条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
違反物件の貸付料の40か月相当額
- (2) 第3条、第14条第1項又は第15条に定める義務に違反した場合
違反物件の貸付料の120か月に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
(契約の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合は、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、第14条第2項の規定により原状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。
- 4 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず、何時でもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第21条 甲は、この契約が解除又は一部の物件の撤去による契約変更がされた場合は、該当物件にかかる貸付料分の未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、第19条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。
- 3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して甲乙各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林正幸

借受人(乙) ○○市○○区○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号、以下「法」という。）第25条の規定に基づく公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
戸塚区舞岡町2832番地	舞岡ふるさと村 総合案内所 虹の家	1階エントランス脇	1.10㎡	1台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（飲料自動販売機の設置）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第25条の規定に基づく賃貸借契約であり、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約を終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、金【落札金額×5年分】円とし、各年度に属する貸付料は次に掲げる額とする。

年 度	貸付料
平成27年度	【落札金額】円
平成28年度	【落札金額】円
平成29年度	【落札金額】円
平成30年度	【落札金額】円
平成31年度	【落札金額】円

（貸付料の納付）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日までにその年度に属する貸付料を甲に納付しなければならない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第8条 乙は、第6条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。
- 3 前2項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

(売上報告書の提出)

第9条 乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を、3か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の調定は、複数月分をまとめて行うことのできるものとする。
- 3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(かし担保)

第12条 乙は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他のかくれたかしがあることを発見しても、既住の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(貸付物件の一部減失)

第13条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

- 2 甲が使用目的物の設置場所の変更を申し入れた場合、乙は遅延なく乙の費用において、甲の指示に従い設置場所を変更するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は工作物に賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 貸付料の納付がない場合。
- (2) 第9条第3項に基づく調査を行う場合
- (3) 第14条、第15条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合。
- (4) その他甲が必要と認める場合。

(違約金)

第18条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各

号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第14条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
違反物件の貸付料の40か月相当額
- (2) 第3条、第14条第1項又は第15条に定める義務に違反した場合
違反物件の貸付料の120か月に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
(契約の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

3 甲は、第14条第2項の規定により原状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。

4 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず、何時でもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第21条 甲は、この契約が解除又は一部の物件の撤去による契約変更がされた場合は、該当物件にかかる貸付料分の未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第19条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第19条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して甲乙各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林正幸

借受人(乙) ○○市○○区○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○